静岡県告示第883号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年11月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年11月30日

静岡県知事 川勝平太

	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
	Jet-	(油木)	á	掛川市倉真字落合 5722 番の 6 から							△チп 2 年11 日20 □
焼津森線				掛川市倉真字落合 5751 番の4まで							令和3年11月30日